

別表 1（第 2 条関係）

施設種別	施設名
乳児院	平安徳義会乳児院
	乳児院積慶園
母子生活支援施設	本願寺ウィスタリアガーデン
	野菊荘
	ヴェインテ
児童養護施設	積慶園
	平安徳義会養護園
	平安養育院
	つばさ園
	京都聖嬰会
	和敬学園
	迦陵園
児童心理治療施設	ももの木学園

別表 2（第 5 条関係）

支 給 額	算定対象となる職員の認定月額合計額（年間）から措置費に含まれる通勤手当相当額（毎年 4 月 1 日現在の配置基準に基づいて算出した公定価格の基本部分に含まれる職員数（施設長を含む。）に 30,948 円を乗じた額）を減じた額とする。																												
算定対象	施設運営者と 6 箇月以上の雇用契約を締結する常勤職員（他施設に派遣されている職員等を除く。）を算定の基礎とし、当該職員について、施設運営者が負担している通勤手当相当額を上限に、本表に定める基準に従って支給する。																												
算定区間	自宅から勤務地まで最も経済的かつ合理的であると認められる経路とする。ただし、通勤距離 2 キロメートル以上の場合に限る。																												
認定月額	1 交通機関利用者 当該区間に係る 6 箇月の定期料金から 1 箇月相当分を算出し、その 1 2 箇月分を年間の支給額とする（端数切上げ）。ただし、55,000 円を上限額とする。 2 自転車等使用者 算定区間において自転車等を使用する場合は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>交通用具の利用距離</th><th>月額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>片道 2 km 以上 5 km 未満</td><td>2,000 円 (自転車を利用する場合は 3,000 円)</td></tr> <tr> <td>片道 5 km 以上 10 km 未満</td><td>4,200 円 (自転車を利用する場合は 4,700 円)</td></tr> <tr> <td>片道 10 km 以上 15 km 未満</td><td>7,100 円</td></tr> <tr> <td>片道 15 km 以上 20 km 未満</td><td>10,000 円</td></tr> <tr> <td>片道 20 km 以上 25 km 未満</td><td>12,900 円</td></tr> <tr> <td>片道 25 km 以上 30 km 未満</td><td>15,800 円</td></tr> <tr> <td>片道 30 km 以上 35 km 未満</td><td>18,700 円</td></tr> <tr> <td>片道 35 km 以上 40 km 未満</td><td>21,600 円</td></tr> <tr> <td>片道 40 km 以上 45 km 未満</td><td>24,400 円</td></tr> <tr> <td>片道 45 km 以上 50 km 未満</td><td>26,200 円</td></tr> <tr> <td>片道 50 km 以上 55 km 未満</td><td>28,000 円</td></tr> <tr> <td>片道 55 km 以上 60 km 未満</td><td>29,800 円</td></tr> <tr> <td>片道 60 km 以上</td><td>31,600 円</td></tr> </tbody> </table>	交通用具の利用距離	月額	片道 2 km 以上 5 km 未満	2,000 円 (自転車を利用する場合は 3,000 円)	片道 5 km 以上 10 km 未満	4,200 円 (自転車を利用する場合は 4,700 円)	片道 10 km 以上 15 km 未満	7,100 円	片道 15 km 以上 20 km 未満	10,000 円	片道 20 km 以上 25 km 未満	12,900 円	片道 25 km 以上 30 km 未満	15,800 円	片道 30 km 以上 35 km 未満	18,700 円	片道 35 km 以上 40 km 未満	21,600 円	片道 40 km 以上 45 km 未満	24,400 円	片道 45 km 以上 50 km 未満	26,200 円	片道 50 km 以上 55 km 未満	28,000 円	片道 55 km 以上 60 km 未満	29,800 円	片道 60 km 以上	31,600 円
交通用具の利用距離	月額																												
片道 2 km 以上 5 km 未満	2,000 円 (自転車を利用する場合は 3,000 円)																												
片道 5 km 以上 10 km 未満	4,200 円 (自転車を利用する場合は 4,700 円)																												
片道 10 km 以上 15 km 未満	7,100 円																												
片道 15 km 以上 20 km 未満	10,000 円																												
片道 20 km 以上 25 km 未満	12,900 円																												
片道 25 km 以上 30 km 未満	15,800 円																												
片道 30 km 以上 35 km 未満	18,700 円																												
片道 35 km 以上 40 km 未満	21,600 円																												
片道 40 km 以上 45 km 未満	24,400 円																												
片道 45 km 以上 50 km 未満	26,200 円																												
片道 50 km 以上 55 km 未満	28,000 円																												
片道 55 km 以上 60 km 未満	29,800 円																												
片道 60 km 以上	31,600 円																												

別表 3（第 6 条関係）

支 給 額	算定対象となる職員の認定月額合計額（年間）から措置費に含まれる夜間の業務に係る手当額（毎年 4 月 1 日現在の配置基準に基づいて算出した公定価格の基本部分に含まれる職員数（施設長を含む。）に以下の金額を乗じた額）を減じた額とする。 1 夜勤手当 1,208,515 円 2 宿直手当 1,373,198 円
算定対象	施設運営者と 6 箇月以上の雇用契約を締結する常勤職員（他施設に派遣されている職員等を除く。）を算定の基礎とし、当該職員について、施設運営者が負担している夜間の業務に係る手当額（夜勤手当又は宿直手当）を上限に、本表に定める基準に従って支給する。
認 定 額	1 夜勤手当 通常勤務を深夜（午後 10 時～午前 5 時）に行った場合、1 時間当たり次の手当を支給する。 ア 手当の額 以下の額の平均 夜勤勤務者の給与月額（※）/172.8（月平均勤務時間）×0.35 ※ 本俸＋地域手当＋主任手当＋業務手当＋特殊業務手当 イ 夜勤職員数 1 日につき 2 人 2 宿直手当 通常勤務を深夜（午後 10 時～午前 5 時）に行った場合、1 回当たり次の手当を支給する。 ア 手当の額 宿直勤務者の平均給与月額/21.6（月平均勤務日数）×1/3 イ 宿直職員数 児童養護施設 1 日につき 2 人 母子生活支援施設 1 日につき 1 人